

潜熱回収型給湯器等の 普及拡大に向けた取組について (案)

今後必要となる取組について

第5回判断基準WG資料より

- 次期基準における目標基準値は、潜熱回収型給湯器の最大限の導入ポテンシャルに基づいて設定されるため、意欲的な数値となる見込み。
- 前回の判断基準WGでは、委員やオブザーバーから以下の意見をいただいた。
 - 潜熱回収型機器の導入に関して、市場がネック。
 - 市場導入率や浸透率で考える場合は、消費者を含めて、何らかの啓発が必要。
 - 製造事業者だけでは解消できない課題もあり、流通事業者、消費者への周知や導入支援、自治体等への働きかけなども、検討が必要。
- 上記課題解決のため、本日は、最終消費者に至る過程において、効率的な給湯器が選択されるよう、国、製造事業者、その他関連する事業者においてどのような取組が必要と考えられるか、ご議論いただきたい。

◆ 国による取組の例

- ✓ 関連事業者が消費者に対して提供すべき給湯器の省エネ情報を整理し、関連事業者による説明の実施を促す
- ✓ 地方公共団体におけるドレン排水の取扱いに関する情報提供

◆ 製造事業者による取組の例

- ✓ 潜熱回収型給湯器等の更なる量産による、従来型給湯器との価格差縮減
- ✓ 流通・販売事業者等に対する潜熱回収型給湯器等についての周知説明

今後必要となる取組の方向性について①

- 2028年度基準の達成を確実なものとするとともに、家庭部門の更なる省エネを進めるためには、給湯器が最終消費者に至る過程において、効率的な給湯器が積極的に選択される必要がある。
- 給湯器が流通する過程に存在する各ステークホルダーにおける、潜熱回収型給湯器の選択・販売に関する課題と取組の方向性を以下の通り整理した。

＜潜熱回収型給湯器の普及に向けた主な課題＞

① 集合住宅や戸建住宅の建築を行うディベロッパーやハウスメーカー・工務店等



- ✓ 建築費用の低減のため、設計時の段階でより安価な従来型給湯器を選択。

② 販売事業者（施工を含む）



- ✓ ニーズに応えるため、より安価な従来型給湯器を販売。
- ✓ ドレン排水を雨水処理できない地域においては、潜熱回収型給湯器への変換における物理的・時間的・経済的な問題が存在し、従来型給湯器を選択。

（例：ドレン排水の汚水処理に必要となる追い焚き管が、従前より浴槽内に設置されていないケース等。）

③ 賃貸住宅オーナー・管理会社



- ✓ 潜熱回収型給湯器のメリット（ガス料金節約によるイニシャルコストの回収等）の認知不足による、一般消費者（入居者）に対する情報提供機会の損失。
- ✓ 潜熱回収型給湯器設置に係るコスト（設置費用、事務的負担）軽減のため、従来型給湯器を選択。

④ 一般消費者



- ✓ 潜熱回収型給湯器の存在、メリットの認知不足による従来型給湯器の選択。
- ✓ 賃貸集合住宅居住者においては、従来型が設置された物件を選択。

今後必要となる取組の方向性について②

＜潜熱回収型給湯器の普及に向けた取組の方向性＞

◆ 製造事業者等の取組

- ✓ 国や給湯器の流通等に関わる事業者（以下、関連事業者）の参加・協力を得つつ、潜熱回収型給湯器等の普及に向けた取組を実施する。
 - 参画する関連事業者等による議論等を踏まえ、各々の立場から効率的な給湯器の普及を推進する取組を行う。
 - 例えば、潜熱回収型給湯器のメリットに関する周知活動、給湯器施工に関する資料作成、各地方公共団体に対するドレン排水の雨水処理実現に向けた働きかけ 等
- ✓ 潜熱回収型給湯器等の選択によって消費者が経済的メリットを得ることのできる取組を実施する。
 - 特に潜熱回収型給湯器については、一般消費者が経済的メリットを得ることのできる価格が必要であることに留意しつつ、潜熱回収型給湯器等の更なる量産による従来型給湯器との価格差縮減に努める。

◆ 国の取組

- ✓ 関連事業者が一般消費者に対して提供すべき給湯器の省エネ情報を整理するとともに、関連事業者による一般消費者に対する説明機会の創出に向けた取組を実施する。
 - 例えば、省エネ法の小売事業者表示制度に基づく「統一省エネラベル」等のツールも活用しながら、一般消費者による効率的な給湯器の選択に資する情報について、関連事業者からの積極的な提供を促す。
- ✓ 潜熱回収型給湯器等の選択・販売に向けた関連事業者への協力要請を実施する。
- ✓ 施工時に必要となる、地方公共団体のドレン排水情報を収集し、公表する。

◆ 関連事業者の取組

- ✓ 一般消費者が給湯器を選択する際等において、潜熱回収型給湯器等の選択に資する情報を提供するように努める。
- ✓ 集合住宅や戸建住宅の建築を行う際、建築物の居住者等が潜熱回収型給湯器又はより効率的な給湯器を使用することができるようその選択及び設置に努める。

◆ 一般消費者の取組

- ✓ 潜熱回収型給湯器又はより効率的な給湯器の選択に努めるとともに、ガス温水機器の使用に当たっては、適切かつ効率的な使用によりエネルギーの削減に努めること。

各地方公共団体等のドレン排水の取扱いについて

- 潜熱回収型給湯器より発生するドレン排水の取り扱いについては、各地方公共団体で判断が分かっている。
- ドレン排水の取扱情報は、潜熱回収型給湯器等を設置する事業者の予見可能性に資する情報であることから、**資源エネルギー庁と国土交通省の連名で各地方公共団体に対してアンケート調査を実施。本年3月、その結果を資源エネルギー庁ホームページに掲載。**

**<下水道を所管する全地方公共団体を対象にアンケートを実施>
(2024年8月)**

＜アンケート結果を資源エネルギー庁ホームページに掲載＞
（2025年3月）

(WEBアンケート調査)潜熱回収型ガス給湯器のドレン水の
取扱いについて

本アンケート調査のご協力をお願いいたします。

※回答中、ページをまたいで回答を修正する場合は、必ずアンケートページ下部の「戻る」ボタンを押して下さい。（ブラウザの戻るを押してしまうと、回答が正しく反映されない場合がございます。）

ドレン水のご扱いについて

【質問１】貴自治体（※）における潜熱回収型機器のドレン水の取扱いについて、どのように位置づけていますか。

※他の基礎自治体の下水管理を行っている場合は、当該基礎自治体のドレン水の取扱いも含む

- ☐ 〇 全面的（全地域）に汚水系統の排水設備に排出する必要がある
- ☐ 〇 全面的（全地域）に雨水系統の排水設備への排出を認めている
- ☐ 〇 一定条件を満たせば全面的（全地域）に雨水系統の排水設備への排出を認めている
- ☐ 〇 地域・地区により取扱いが異なる
- ☐ 〇 わからない
- ☐ 〇 当自治体においてドレン水の取扱い含む下水管理は行っていない
- ☐ 〇 取扱いはいち各市区町村に委任している（都道府県選抜可能項目）

～遊熱回収型ガス給湯器等より発生するドレン排水について～
雨水処理可能な地方公共団体等一覧

發核日期：7月24日

＜本資料の概要＞

平井氏は、下水道を所管する東京都の地方公共団体等と対面に集約した「首都圏収収及び給排水部等のドレン排水の取扱いに関するWEBアンケート調査」の結果（図）に基づき、アンケートにご協力いただいた地方公共団体等のうち、「**金型貯（金地型）**」に排水系統の排水設備への排水を認めている」「または」「**一定条件を満たせば金型貯（金地型）**」に排水系統の排水設備への排水を認めている」と回答していた地方公共団体等の一覧をまとめたものです。**なお、既に記載されている地方公共団体等の場合であっても、地区・街区によっては排水系統の雨水排水への流出を認めている場合も見られますので、各地方公共団体にご確認ください。**

(g) 湿熱気候型ガス給湯器等のドレン排水の取扱いに関するWEBアンケート調査について

調査期間：令和6年8月16日～9月6日

＜資料の修正や追記がある場合（地方公共団体等向け）＞

※資料の修正や追加がある場合は、「リスト修正申請フォーマット」をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記メールアドレスまでご送信をお願いいたします。後日調整後に一覧を更新いたします（隔週程度）。

提出元: exl-hyuto-drain@meti.go.jp

[illegible]

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/kyutokidonyu/chintaisyugo2024.html

(参考) 建築物省エネ法に基づく表示制度

- 2024年4月より「省エネ性能ラベル」の表示がスタート。住宅を含む建築物の販売・賃貸事業者等は、建築物の省エネ性能を広告等に表示することが求められている。
- 2024年11月には既存住宅を対象とした「省エネ部位ラベル」の表示も開始。販売・賃貸事業者等は、潜熱回収型給湯器やハイブリッド給湯器といったエネルギー消費性能の高い給湯器を設置している場合、当該ラベルを表示することが可能。
- また、契約の際には当該ラベルを使用し消費者に対して説明することが推奨されている※。

※国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付「建築物省エネ法に基づく 建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度 ガイドライン」（2024年8月）

<既存住宅の省エネ性能表示>

既存住宅の省エネ性能表示について

既存住宅においても「省エネ性能で建物を選ぶ」ようにすることが必要です。
省エネ性能を建築時に評価している場合や、既存の設計図面などから比較的容易に把握することが可能な場合は、省エネ性能ラベルを表示しましょう。
省エネ性能を把握していない場合は、省エネ部位ラベルの表示を検討しましょう。

省エネ性能の把握または推定が…

可能

・評価に活用できる設計図面や情報がある
・設計仕様や図面や書類から把握できる

省エネ性能ラベル
設計上の省エネ性能の表示

困難

・評価に活用できない設計図面や情報がない
・設計仕様や図面や書類から把握できない

省エネ部位ラベル
現況に基づく表示

<省エネ部位ラベルの表示（例）>

既存住宅

建築物省エネ法に基づく
省エネ部位ラベル

再エネ設備あり

☑ **窓**

リビング・ダイニング
その他居室

アルミ樹脂製サッシ
二層複層ガラス (Low-E)
(2024年3月)

☑ **給湯器**

ハイブリッド給湯器
(2024年3月)

☑ **外壁**
(2024年3月)

☑ **玄関ドア**
(2024年3月)

☑ **節湯水栓**
(2024年3月)

☑ **高断熱浴槽**
(2024年3月)

☑ **空調設備**
(2024年3月)

☑ **太陽光発電**
(2024年3月)

☑ **太陽熱利用**
(2024年3月)

※各部位が省エネについて一定の要件を満たす場合に☑を表示
※各部位の設置・改修時期を（ ）内に表示（把握している場合）

自己評価 ○○○○○マンション○○○号室
評価日2024年11月1日
このラベルは○○○○の講習を受けた者が現況確認を行って発行しています。

表示対象となる 給湯器

- ✓ エコジョーズ
- ✓ エコフィール
- ✓ エネファーム
- ✓ 電気ヒートポンプ給湯機
- ✓ ハイブリッド給湯機